

亀山市告示第40号

亀山市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市経営開始資金交付要綱（令和4年亀山市告示第213号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(資金の額等) 第4条 資金の額は、1月につき12万5,000円とする。  [号を削る。]	(資金の額等) 第4条 資金の額は、1月につき12万5,000円とする。 <u>ただし、初めて資金の交付を受ける場合にあっては、最初の1月分に限り、当該額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額とする。</u> <u>(1) 交付対象者が、市内で新たに就農するため、第8条第1項の規定により資金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）までに市外から市内に転入したとき</u> <u>30万円</u>

<p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(2) <u>交付対象者が、女性</u>のとき <u>10万円</u></p> <p>(3) <u>交付対象者が、申請日において50歳未満</u>のとき <u>10万円</u></p> <p>2及び3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

様式第2号中「令和」を削り、「第4条第1項各号」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。